

住 所 高松市一宮町1686番地6  
商号又は名称 株式会社 塵芥センター  
代表者氏名 代表取締役 溝淵 誉仁

## 一般廃棄物処理業許可書

一般廃棄物処理業を行うことを、次の条件をつけて許可します。

令和6年2月28日

三木町長 伊藤 良春



記

許可期間	令和6年4月1日 令和8年3月31日
区域	三木町内
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（ごみ・動植物性残渣）
許可条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、三木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法規を遵守すること。</li><li>・三木町から発生する事業系一般廃棄物（ごみ）の収集運搬に限る。</li><li>・再生利用を目的として収集した一般廃棄物（動植物性残渣）の収集は、申請のあった事業所に限る。</li><li>・香川東部溶融クリーンセンターの組織並びに運営管理に関する規則に定める搬入許可条件を遵守すること。</li><li>・この許可により収集した一般廃棄物は、香川県東部清掃施設組合の許可を得て、香川東部溶融クリーンセンターへ搬入すること。ただし、再生利用を目的として収集した一般廃棄物（動植物性残渣）については、申請のあったリサイクル施設に搬入すること。</li></ul>